

令和3年9月28日

三笠電機株式会社 行動計画(第4回)

ワークライフバランスをはかるため、すべての社員が仕事と子育てを両立して、生き生きと働きがいをもって継続勤務できるように雇用環境を整備する。

7. 計画期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日

8. 内容

目標1

令和7年3月末までに、子の看護休暇制度を拡充する。育児・介護休業法の規定を上回る日数付与を検討する。

<対策>

- ・ 令和3年10月 状況を把握
- ・ 令和7年4月 制度導入、制度の周知を図る。

平成 27年 2月 23日

三笠電機株式会社 行動計画(第3回)

ワークライフバランスをはかるため、すべての社員が仕事と子育てを両立して、生き生きと働きがいをもって継続勤務できるように雇用環境を整備する。

5. 計画期間 平成 27年 4月 1日～平成 32年 3月 31日

6. 内容

目標1

妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- ・ 平成 27年 4月 状況を把握
- ・ 平成 27年 6月 パンフレット作成を検討

目標2

育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- ・ 平成 27年 6月 検討を始める

平成 24 年 5 月 24 日

三笠電機株式会社 行動計画(第2回)

ワークライフバランスをはかるため、すべての社員が仕事と子育てを両立して、生き生きと働きがいをもって継続勤務できるように雇用環境を整備する。

3. 計画期間 平成 24 年 6 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

4. 内容

目標1

子供が生まれる男性従業員に対して、休暇取得を働きかける。

<対策>

- ・ 平成 24 年 6 月 検討を始める
- ・ 平成 24 年 6 月 従業員に周知

目標2

若年者のトライアル雇用(ハローワークから紹介された労働者を短期間、試験的に雇用する)制度を導入する。

<対策>

- ・ 平成 24 年 6 月 検討を始める

平成22年6月1日

三笠電機株式会社 行動計画(第1回)

ワークライフバランスをはかるため、すべての社員が仕事と子育てを両立して、生き生きと働きがいをもって継続勤務できるように雇用環境を整備する。

1. 計画期間 2010年6月1日～2015年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1

個々の希望に柔軟に対応するために、相談窓口を総務部におく。

<対策>

- ・ 2010年 6月 職員に向けて周知をする。

目標2

男性従業員は、育児休業もしくは看護休暇を計画期間内に一人以上取得する。
女性従業員は育児休業の取得率を70%以上とする。

<対策>

- ・ 2010年 6月 取得しやすい職場作りを目指す

目標3

育児休業が終了し職場復帰する従業員に対し、職場復帰を円滑にするための情報提供等を行い支援する。

<対策>

- ・ 2010年 6月 職場復帰支援の検討と周知

目標4

週に一度のノー残業デーの周知を徹底する。

<対策>

- ・ 2010年 6月 ノー残業デーの周知のポスターを掲示する。